

*該当する区分に「✓」を付すこと。

(その1) *収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書

令和 5 年分)

(ふりがな)

(かしわまちづくりくらぶ)

1 政治団体の名称

柏まちづくり倶楽部

2 主たる事務所の所在地

柏市東上町2-28第一水戸屋ビル3階

3 代表者の氏名

山下 洋輔

4 会計責任者の氏名

野島 啓

政治団体の区分

<input type="checkbox"/>	政黨の支部	政 党
<input type="radio"/>	その他の政治団体 (後援会等)	政治資金団体
<input type="radio"/>	その他の政治団体 の支部	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

2 以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

無

有

(以下 指定「有」の場合のみ記載)

・公職の種類

(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)

・資金管理団体の届出を
した者の氏名

・資金管理団体の指定の期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

第1号に係る国会議員関係政治団体

第2号に係る国会議員関係政治団体

・公職の候補者の氏名

・公職の種類

(該当する方に○→) (現職 ・ 候補者)

・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

1年を通じて適用

対象年の途中での適用の異動あり

(「異動あり」の場合のみ以下を記入)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
37557005	05	050622	0

注意

- (1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出内容と一致すること。
- (2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- (3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。



提出

収支の状況

(2の2)

収支の総括表

注意：收支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

全国团体必要

(1) 収入総額		(① + ②)		千億		百万		千円	
①	(前年からの繰越額)	…	…	…	…	…	…	…	…
②	(本年の収入額 =	[A] + [B] + [C] + [D] + [E] + [F] + [G])	…	…	…	…	…	…	…
(2) 支出総額	(表(その13-1)の合計額)	…	…	…	…	…	…	…	…
(3) 翌年への繰越額	((1)-(2))	…	…	…	…	…	…	…	…
※収支がない場合であっても、010～050の欄にはすべて記入すること。↑									
2. 収入項目別金額の内訳									
(1) 個人の負担する党費又は会費									
(1) 個人の負担する党費又は会費		金額		千億		百万		千円	
金額		[A]	…	…	…	…	…	…	…
員数		…	…	…	…	…	…	…	…
(2) 寄附		金額		千億		百万		千円	
ア 寄附(イを除く。)の区分		行番		金額		備考		内訳を表(その7-1)へ記載すること。	
(ア)個人からの寄附		0	8	0	…	…	…	…	…
〔うち特定寄附〕		0	9	0	…	…	…	…	…
(イ)法人その他の団体からの寄附		1	0	0	…	…	…	…	…
(ウ)政治団体からの寄附		1	1	0	…	…	…	…	…
- 小計		-	-	-	…	…	…	…	…
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕		1	3	0	…	…	…	…	…
イ 政党匿名寄附		1	4	0	…	…	…	…	…
合計		[B]	(ア+イ)	1	5	0	…	…	…

「政党暨名公街頭演説等で受けた一件千円以下の寄附を」とは、政党をいう。

卷之三

(その)17)

1 資産等の総括表

資産等の状況

全国团体必要

資産等の有無						全国团体必要	
						有	無
			14	16	88	※注(3)参照	
ア	土地		0	1	0		✓
イ	建物		0	2	0	✓	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の質借権		0	3	0	✓	
エ	取得の価額が100万円を超える動産		0	4	0	✓	
オ	預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)		0	5	0	✓	
カ	金銭信託		0	6	0	✓	
キ	有価証券		0	7	0	✓	
ク	出資による権利		0	8	0	✓	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		0	9	0	✓	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金		1	0	0	✓	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		1	1	0	✓	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		1	2	0	✓	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

全国团体必要

